

今治市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水)

午後2時00分から午後15時20分まで

2. 開催場所 今治市民会館2階大会議室

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員22名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数20名

1 矢野 邦男	2 渡邊 節夫	4 戸田 修司	
	6 近本 静信	7 本宮 勇	
9 越智 幹男	10 渡邊 昭彦	11 岡 貞義	12 竹田 清隆
13 越智 要	14 桑田 誠	15 森 京典	16 新居 田守
17 津吉 利幸	18 吉井 一浩	19 岡田 勝利	20 藤本 博
	22 藤原 清久	23 永井 政則	24 近松 安文

欠席委員数 2名

3 大澤 穰兒 5 岡林 興通

4. 農地利用最適化推進委員の定数及び出欠等

定数20名(現に在任する委員20名)

出席委員数 14名

	2 芝田 幸則		
5 丹下 隆一	6 永井 直道	8 長井 隆文	
9 渡部 弥栄		12 片上 卓司	
13 新居 田光夫	15 田窪 豊弘	16 河野 哲也	
17 白石 義廣	18 高本 慎	19 藤原 教康	20 越智 卓雄

欠席委員数 6名

1 上田 忠 3 尾鷹 博司 4 森 茂 7 渡邊 洋志
10 越智 信彦 14 白石 英治

5. 議事に関与する職員

次 長	新居田伸一郎
次 長	渡 辺 修 三
係 長	阿 部 充
係 長	木 根 致 左
主 査	江 頭 好 治

6. 議事

【農地法関係議案】

議案第6号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～14）

議案第7号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～9）

議案第8号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1）

議案第9号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～7）

議案第10号

農用地利用集積計画関係（受付番号1～242）

議案第11号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）（受付番号1～4）

報告第7号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～14）

報告第8号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（受付番号1）

報告第9号

農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

（受付番号1～3）

報告第 10 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1）

【年次総会関係議案】

議案第 12 号

令和 4 年度農業委員会事業報告

議案第 13 号

令和 4 年度農業委員会決算報告

議案第 14 号

今治市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

議案第 15 号

令和 5 年度農業委員会事業計画（案）

報告第 11 号

令和 5 年度農業委員会予算について

7. 議事録

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年度今治市農業委員会 第2回 総会を開催いたします。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、今治市農業委員会事務局次長の新居田でございます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

本日の出席委員数は、農業委員20名、農地利用最適化推進委員14名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、農業委員数の過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、主催者である森会長より挨拶をお願いいたします。

会長 令和5年度今治市農業委員会年次総会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

私たちの任期も、あと二月あまりになりましたが、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。また、大変お忙しい中、ご来賓として徳永市長さんをはじめ、関係の局長さん、課長さんにもご臨席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度より農地取得の下限面積が撤廃され、従来からの農地集積推進政策との整合性に少し戸惑っているところではありますが、農業に取り組む人の底辺を広げるという意味では、期待が持てるとも思っています。私は、農地を担い手に集約することによって、将来の農業者を消してしまうのではないかと危惧しております。将来のことを考えると、若い新規参入者も大切ですが、今は兼業農家に期待したいと思います。小規模であっても農業に携わることでノウハウを持つことができ、将来の担い手になりうる可能性が高いのではないのでしょうか。そのような意味から、今回の下限撤廃をチャンスととらえ、この地域にあった農地利用最適化を目指していきたいと思っております。行政のご指導、ご協力をいただきながら、皆さんと共に知恵を出し合って地域農業の発展を目指し、地域の環境保全に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、本日ご臨席をいただきました、ご来賓の方より、ご祝辞を賜りたいと存じます。
今治市長 徳永繁樹 様 よろしくよろしくお願いいたします。

市長 ー 市長挨拶 ー

事務局 ありがとうございます。
続きまして、本日、ご臨席いただきましたご来賓の方々からご祝辞を賜りたいところではございますが、時間の都合でご紹介をもってご挨拶に代えさせていただきますと存じます。

事務局 ー 来賓紹介 ー (産業政策局長 越智直紀 様、建設政策局長 村上幹二 様、農林水産課長 森 貞亜^{さだつぐ} 様、農業土木課長 大仲幹男 様)

徳永市長 様、ご来賓の皆様は、他の公務のため、ここでご退席されます。大変お忙しい中、ご臨席いただきまして、ありがとうございます。どうぞ皆様、拍手でお送りください。

(市長 退席)

(来賓 局長、課長 退席)

事務局 それでは、これより会議に入ります。総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。
森会長は、議長席に移動してください。

(会長 議長席に移動)

事務局 ここで、本日の資料の確認とスケジュールの説明をさせていただきます。
本日の資料は、あらかじめ郵送しております「農地法関係の議案書(A3)」、本日配布しました「会次第」、「配席表」、「農地法許可申請に係る要件確認書」、「農用地利用集積計画関係の議案書(A3)」、「年次総会関係の議案書(A4)」、「今治市互助会総会資料(A4)」になります。もし、資料を忘れの場合、また、資料が無い場合は、事務局で資料を用意しておりますのでお申し出ください。資料は大丈夫ですか。
続いて、総会のスケジュールですが、お手元に配布しております総会次第のとおり「農地法関係議案の審議」の後、休憩を挟んで「年次総会関係議案の審議」、続いて「今治市農業委員会互助会総会」を開催させていただきます。閉会は、午後4時頃の予定でございます。なお、本日、会場の広さということをお考えして、ワイヤレスマイクを準備させていただいております。ご質問など、委員の皆様からのご発言につきましても、事務局員がマイクをお席までお持ちいたしますので、自席で挙手のうえお待ちください。
それでは、準備が整いましたので、森会長、議事を進めてください。

議長 事務局から説明がありましたとおり、規則により、私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。
まず、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。
今回は、議事録署名人に7番(本宮委員)、19番(岡田委員)、両委員を私から指名させていただきます。
なお、本日の議案審議におきましては、「農業委員会等に関する法律第31条」により、議案の利害関係者に該当する農業委員は、議事参与の制限がありますので、該当する議案につきましては、議決に対するご発言をお控えいただきますようお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。
議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。あらかじめ郵送しておりますA3版の農地法関係の議案書1ページをお開きください。
議案第6号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は延喜にある農地16筆で、登記地目は田、畑、山林、面積は合計2,328.22㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は孫兵衛作にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,504㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は菊間町田之尻にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,243㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は菊間町種にある農地7筆で、登記地目は畑、面積は合計3,926㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- [受付番号 5] 申請地は吉海町椋名にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 245.83 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 6] 申請地は吉海町仁江にある農地 5 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2, 010 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 7] 申請地は宮窪町友浦にある農地 7 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 7, 553 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 8] 申請地は宮窪町宮窪にある農地 13 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 7, 580 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は伯方町伊方にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3, 622 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は伯方町伊方にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6, 141 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は上浦町甘崎にある農地 4 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2, 169 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は上浦町甘崎にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 279 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 13] 申請地は上浦町井口にある農地 6 筆で、登記地目は畑、山林、面積は合計 5, 775 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 14] 申請地は上浦町井口にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 151 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議案書 1 ページから 3 ページまでの合計は、14 件、82 筆、面積 50,527.05 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、
議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 4 ページをお開きください。
議案第 7 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 3 筆で、地目は田、面積は合計 1,922 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、使用貸借権の設定を受けるものであります。

[受付番号 2] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 40 m²で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は畑、面積は合計 5,153 m²で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 834 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 4 筆で、地目は田、面積は合計 4,892 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は 2 筆で、地目は田または樹園地、面積は合計 1,814 m²で、現在、水稻または柑橘を栽培
しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 1,233 m²で、現在、柑橘を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8] 譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 531 m²で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 9] 譲受人は〇〇才の会社員、申請地は6筆で、地目は畑、面積は合計2,413㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから18ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
 - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議
全
議
全
議
長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)
許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
それでは、許可することといたします。

議
長

続きまして、
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。
議案第8号は農地法第4条の規定による許可申請、第9号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
議案書5ページをお開きください。

[議案第8号
受付番号1] 申請人は農業兼自営業者1名、申請地は大西地区宮脇の1筆で、地目は田、面積は合計1,017の内0.118㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農用区域内農地であります。申請人の転用目的が営農型太陽光発電設備の設置であることから、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、仮設工作物の設置等一時的な利用であって、利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要と認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れが無いため農用区域内農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われ。

事業計画につきましては、申請人は、一体利用地として親族が所有する隣接農地を使用貸借し、申請地にシキミを植えて営農を行いながら支柱を立てて太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電設備を設置するため、太陽光パネルの支柱基礎部分の一時転用をしようとする

るものでございます。なお、一時転用期間は国の通知により 10 年間となっています。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 4 月 14 日で、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までに太陽光発電設備の設置を完了する予定となっております。

- [議案第 9 号
受付番号 1]
- 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は乃万地区矢田の 1 筆で、地目は畑、面積は 330 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は、現在実家住まいですが家族が増え手狭で不便になったため、妻の実家や病院、小中学校から近く子育てに適した住環境にある申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 4 月 14 日で、許可日から令和 5 年 12 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号 2]
- 譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は富田地区町谷の 1 筆で、地目は田、面積は 1522 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場及び貸資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は、実家が営む会社の工場敷地内にある資材置場及び従業員駐車場では手狭で不便となったため工場敷地に近接する申請地を譲り受け、実家が営む会社に露天資材置場及び露天駐車場の敷地として賃貸借しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 4 月 14 日で、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号 3]
- 譲受人は石材の販売等を営む法人、譲渡人は農業件会社役員 1 名、申請地は富田地区上徳の 1 筆で、地目は田、面積は 1,522 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場及び露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は、新たに産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたところから、当該事業を営むために必要な事業用地として申請地を譲渡人から使用貸借し、露天駐車場及び露天資材置場として整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 4 月 14 日で、許可日から令和 5 年 9 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号 4]
- 譲受人は農業兼会社役員 1 名、譲渡人は農業兼会社員 1 名、申請地は大西地区宮脇の 1 筆で、地目は田、面積は 553 m²の内 0.0337 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農用地区域内農地ではありますが、申請人の転用目的が営農型太陽光発電設備の設置であることから、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、仮設工作物の設置等一時的な利用であって、利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要と認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れが無いことから農用地区域内農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は、自ら所有の申請地に隣接する農地を一体利用地として、申請地を譲渡人から使用貸借し、申請地にシキミを植えて営農を行いながら支柱を立てて太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電設備を設置するため、太陽光パネルの支柱基

礎部分の一時転用をしようとするものでございます。なお、一時転用期間は国の通知により10年間となっております。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年4月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号5] 社会福祉事業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は大西地区紺原の1筆で、地目は田、面積は合計896㎡でございます。
- この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、隣接地において譲受人が営む保育所の園児送迎時における保護者用駐車場を整備するものであり、園児及び保護者の安全や安心を確保するためには申請地しかないとの申出で、既存施設敷地の2分の1の範囲内で敷地の拡大を行うものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は自らが営む保育所に通園する子供の送迎時保護者駐車場に適している申請地を賃貸借し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年4月14日で、許可日から令和5年12月30日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号6] 譲受人は不動産業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は上浦地区甘崎の2筆で、地目は畑、面積は合計1,189㎡でございます。
- この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、RVパークの整備が可能な土地を持たない譲受人が当該施設の整備を行うにあたり、景観、日照、地形等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人はRVパーク事業を実施するにあたり、景観、日照、地形等、車中泊が可能な充電設備を備えた露天駐車場とトイレ等を備えたRVパークの事業用地として申請地を譲り受け、RVパーク事業を実施しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年4月14日で、許可日から令和5年12月30日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号7] 譲受人は土木工事業を営む法人の代表者、譲渡人は無色の者1名、申請地は大三島区台の1筆で、地目は畑、面積は158㎡でございます。
- この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が移住のため申請地に隣接する土地と建物を購入したところ、駐車スペースがないことから駐車場を確保するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。
- 事業計画につきましては、譲受人は、譲受人の移住先の土地に駐車スペースがないことから隣接する申請地を譲り受け、駐車場を整備しようとするものでございます。
- 申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年4月14日で、許可日から令和5年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法第4条、及び第5条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか

- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

- 議長 説明がが終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
 議員 (意見、質問なし)
 議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。
 議員 (異議なし)
 議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
 なお、議案第8号 受付番号1と議案第9号 受付番4号は農業振興地域内農用地に、また、議案第9号 受付番号5は第1種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。
- 議長 続きまして、
 議案第10号 農用地利用集積計画関係について
 議案第11号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
 一括して事務局の説明を求めます。
- 事務局 本日、お手元にお配りしておりますA3版の「農用地利用集積計画関係」の議案書をご覧ください。
 議案書1ページから22ページの議案第10号、23ページの議案第11号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
 両議案は、今治市長から農用地利用集積計画の決定を求められています。
 これらは農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が議案書1ページから22ページまでの案件について、新規119件、更新123件、合計242件、面積は486,360.89㎡でございます。また、議案書23ページにつきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっております、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規2件、更新2件、合計4件、面積は8,089㎡となっております。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。
 それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。
 以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
 農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
- 議員 (意見、質問なし)
 議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なし)
議 長 それでは原案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、
報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。ここからは報告事項になりますので、事前に郵送しておりますA3版の農地法関係の議案書に戻ります。
議案書の7ページをお開きください。

議案書7ページから8ページの報告第7号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出です。今月は14件の届出があり、取得事由は、全て所有権の相続でありました。

議案書9ページの報告第8号 農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は1件の届出があり、面積は125㎡でありました。

議案書10ページの報告第9号農地法第5条第1項第7号の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は3件の届出があり、合計面積は2,487㎡でありました。

報告第8号及び第9号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第8号から第9号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書11ページの報告第10号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[報告第10号

受付番号1] 令和5年3月31日、借入人の申出により合意が成立、反対給付はなしとなっております。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全 員 (意見なし)
議 長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議 長 以上で、農地法関係議案の審議が終了しましたので、ここで暫時、休憩といたします。

事務局 再開は、14時50分といたします。

(休憩)

事務局 再開1分前になりました。まもなく会議を再開しますので、お席にお戻りください。
この後、年次総会関係議案の審議を行いますので、本日、お手元にお配りしておりますA4縦型の今治市農業委員会総会議案書をご用意ください。

議長 それでは、時間が参りましたので、只今より会議を再開します。
議案第 12 号「令和 4 年度農業委員会事業報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の A 4 版縦型の今治市農業委員会総会議案をお願いいたします。1 ページをお開きください。議案第 12 号 令和 4 年度農業委員会事業報告
1 農業委員会運営状況についてご説明いたします。
1) 委員数、2) 職員数において令和 5 年 4 月 1 日現在の状況を記載しております。3) 会議開催状況、総会、月例総会 1 2 回、役員会 10 回他記載のとおりでございます、合計 94 回開催しております。
2 ページをお願いします。4) 令和 4 年度の事務取扱件数でございます。主なものの地区別数値は 4 ページに、農地流動化促進事業関係の審議状況については 5 から 6 ページに掲載しております。合計 2, 1 9 1 件、3, 4 4 5, 7 7 5 m²について取り扱いを行いました。
2 ページにお戻りください。5) 農業委員活動状況、農地流動化促進活動事業結びつけ活動日数及び農地移動適正化あっせん事業あっせん日数です。
3 ページをご覧ください。6) 会長及び委員の会議出席・出張状況でございます。
7 ページをお開きください。3 農業委員会法第 6 条第 1 項以外の業務でございます。農地利用集積対策、年金加入促進などを記載しております。
8 ページに農業者年金の状況を記載しております。
9 ページをお願いします。「4 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」でございます。
I 農業委員会の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）を掲載しています。
10 ページをご覧ください。II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 集積目標 8 8 6 h a に対し集積実績 9 5 8 h a で、達成状況は 1 1 0. 0 % です。(2) 遊休農地の発生防止・解消 草刈り等を行うことにより直ちに耕作可能となる緑区分の農地 解消目標面積 2 h a に対し、11 ページに移り、解消実績面積 0. 8 h a で、達成状況は 4 0 % です。新規発生分について令和 4 年度は目標の設定の必要がなかったため、目標及び実績は空欄としております。(3) 新規参入の促進 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 目標 1 4. 3 h a に対し、12 ページに移り、実績 3. 1 h a で、達成状況は 2 1. 7 % です。
2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 1 人当たりの活動日数は月 6 日です。(2) 活動強化月間の設定は目標 2 回に対し実績 2 回でした。13 ページをご覧ください。(3) 新規参入相談会への参加は目標 1 回に対し実績 1 回でした。
総合的には、目標に対して期待どおりの結果が得られました
14 ページをお開きください。III 事務の実施状況ですが、総会の開催実績、農地法第 3 条に基づく許可事務、意見を付して知事へ送付した農地転用に関する事務、違反転用への対応を記載していますので、また、ご一覧ください。
以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 議案第 12 号につきまして、原案のとおり承認いたします。
次に議案第 13 号「令和 4 年度農業委員会決算報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 15 ページをお願いいたします。「議案第 13 号 令和 4 年度農業委員会決算報告」についてご説明いたします。
1 歳入です。農業委員会交付金等特定の歳入、決算額 6, 174, 670 円。歳入決算額は歳出額に合わせ 26, 790, 151 円。差引 20, 615, 481 円を一般財源としております。2 歳出。一番下の計の欄、予算額 30, 451, 000 円に対して決算額 26, 790, 151 円。執行率 88. 0%。不用額の主な要因は、時間外勤務手当の減によるもの、また、コロナ禍による旅費及び自動車賃借料の減によるものです。

以上で、説明を終わります。

議長 以上で、議案第 13 号の説明が終わりました。
令和 4 年度の決算につきましては、市の監査委員の監査を受ける事になっておりますので、監査報告は省略させていただきます。
議案第 13 号につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 承認することにご異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 「議案第 13 号 令和 4 年度農業委員会決算報告」につきまして、承認いたします。
議案第 14 号「今治市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について事務局より説明願います。

事務局 議案第 14 号 「今治市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について」説明いたします。
16 ページをお開きください。平成 30 年 5 月に定めた 5 年間の活動計画の期間が終了したことにより、新たに今後 10 年間の目標を定めようとするものです。

第 1 基本的な考え方は、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務であることから、具体的な目標等を定め、委員さんの任期ごとに見直すこと、単年度の活動については、先ほどお諮りした第 1 2 号議案令和 4 年度農業委員会事業報告、また、この後お諮りする第 1 5 号議案 令和 5 年度農業委員会事業計画の中の「最適化活動の目標の設定等」によることを記載しております。

17 ページをお願いいたします。第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法 1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標については、令和 4 年度末に 4.0%であった遊休農地の割合を 10 年後の令和 1 4 年度末には半減させ 2.0%とすることとしています。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法では、法令にしたがった手続で「現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確にする」ことを記載しております。

18 ページの 2 担い手への農地利用の集積・集約化についてでございます。

(1) 担い手への農地利用集積目標でございますが、令和 1 4 年度末の「集積率」については、過去の推移を鑑み 27%としております。また、19 ページの【参考】担い手の育成・確保として表のとおり目標を設定しております。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法でございます。令和 6 年度末までに作成する必要がある農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定に基づく「地域計画」を作成し、見直していくことを記載しております。

20 ページの 3. 新規参入の促進についてでございます。(1) 新規参入の促進目標は過去 3 年間の平均の経営体数及び面積で設定しております。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法は、関係団体と連携あるいは協力するというスタンスとなっております。

第 3 「地域計画」の目標を達成するための役割は、農業委員会としての役割を記載しております。

全般を通じて、集積率向上、遊休農地率低減及び新規参入数増のいずれも、農業委員会だけでなく、愛媛県、市長部局、JAさん、農地中間管理機構等が地域と協力して実施していくものです。したがって、基本的には、これらの関係団体との連携・協力を謳い込んでいます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 (異議なし)

議 長 議案第 14 号につきまして、原案のとおり承認いたします。
次に議案第 15 号「令和 5 年度農業委員会事業計画 (案)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、22 ページをお開きください。議案第 15 号 令和 5 年度農業委員会事業計画 (案) についてご説明いたします。
1 基本方針を掲げております。今年度の特記事項としては、6 行目の「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化されたことにより農業委員会はますます重要な役割を果たすことを求められるところであります。
2 一般活動 3 総会 24 ページ 4 その他の業務において、それぞれの活動計画を掲げております。
25 ページをお願いします。
「5 令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明させていただきます。
Ⅰ 農業委員会の状況 (令和 5 年 4 月 1 日現在) を掲載しています。
26 ページをお開きください。Ⅱ 最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、②目標は、今年度末の集積面積 1, 0 0 0 h a 。
としております。
(2) 遊休農地の解消、②目標は、ア既存遊休農地の内 a 緑区分、荒廃度が低度でトラクター等で耕起すれば利用可能な遊休農地、について令和 4 年度中に 2 h a 解消としております。設定面積は、米印にあるように令和 3 年度の緑区分の遊休農地の 5 分の 1 の面積を記入しております。b 黄区分、荒廃度が中度で重機も使わないと利用できない遊休農地、について解消のための工程表の策定方針については、「土地の状況ごとに解消の方針を検討する」としてしております。イ新規発生遊休農地の解消目標面積については、0.8ha。これは、前年度に新規に判明した緑区分の遊休農地について今年度全てを解消することを目標とすることを国に求められているのでそのとおり設定しております。
27 ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進について、②目標は、令和 2 年度から令和 4 年度の権利移動面積 3 か年平均の 1 割 14.9ha を「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」と設定しております。
2 最適化活動の活動目標として(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、国が月平均の活動日数の最低限としている 6 日としております。最適化活動を行う農業委員の人数は、23 人 (実数 22 人) としております。これは、中立委員を除いた人数としております。農地利用最適化推進委員は、20 人全員としております。
(2) 活動強化月間の設定目標として、8 月①農地の集積。内容は、「農業次世代人材投資事業受給者の定期面談の際に、耕作面積拡大希望等に適切に対応する。」。8 月～11 月②遊休農地の解消。内容は、「農地パトロールにより農地の状況を確認し、遊休農地の解消に努める。」としております。
(3) 新規参入相談会への参加目標については、「新規就農希望者、市、県、J A 担当者、4 者により随時行われる新規就農相談会に 1 回以上参加することを目標としております。
以上でご説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全 員 (なし)

議 長 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員 (異議なし)

議 長 議案第 15 号につきまして、原案のとおり決定いたします。
次に報告第 11 号「令和 5 年度農業委員会予算について」、事務局の説明を求めます。

事務局 28 ページをご覧ください。報告第 11 号につきましては、既に令和 5 年第 2 回今治市議会定例会において原案どおり可決された令和 5 年度今治市一

般会計予算の内、農業委員会に係る予算について掲げております。1歳入は、特定財源として、本年度予算額 6,210,000 円、内訳は農業委員会交付金等。歳入予算額計は、歳出に合わせ 31,991,000 円、差引 25,781,000 円を一般財源としております。2歳出予算計、前年度 30,451,000 円に対し、本年度 31,991,000 円、となっております。委託料の増がございますので若干増加していますが、その他については、ほぼ前年度と同じ内容の予算を確保しています。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。
本日予定しておりました議案審議は、以上をもちまして終了いたしました。
せっかくの機会でございますが何かございませんか。何でもかまいません。

全員 (意見なし)

議長 特にないようですので、本日の総会を閉会します。総会の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。